

入札説明書

令和8年度おおいた動物愛護センター液化石油ガス単価契約に係る一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ入札しなければなりません。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

記

1 公告日 令和8年3月16日

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度おおいた動物愛護センター液化石油ガス単価契約
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和8年6月30日まで
- (3) 対象施設 おおいた動物愛護センター
- (4) 仕様書 別添「令和8年度おおいた動物愛護センター液化石油ガス単価契約仕様書」のとおり

※中東情勢の悪化により、今後原油価格の高騰による調達コストの上昇が見込まれること等先行きが不透明であることから、本契約については令和8年度第1四半期とし、第2四半期以降（8年7月以降）については、後日改めて一般競争入札を実施する。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県動物愛護センター
〒870-1201 大分市大字廻栖野3231番地47
電話 097-588-1212

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に、令和8年3月31日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

なお、紙による入札参加資格を希望する者は、入札書等を下記8及び9に掲げる方法により提出すること。

6 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 大分県内に本店を有する者
 - イ この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに附随する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者
- (4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

- (5) この調達に係る仕様書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 入札参加申請の申請期限及び方法

- (1) 申請期限 令和8年3月25日(水) 10時00分
- (2) 方法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、紙入札参加届出書2部を大分県動物愛護センターへ提出すること。

9 入札書の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 令和8年3月31日(火) 17時00分
- (2) 開札方法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書1部を封書にし、大分県動物愛護センターへ提出すること。

10 開札の予定日時及び方法

- (1) 予定日時 令和8年4月1日(水) 10時00分
- (2) 開札方法 電子入札システムによる

11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。また、再入札は開札日当日に行うので対応できるようにすること。

12 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

13 入札保証金に関する事項

免除とする。

14 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記6の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手續を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者が参加することを原則とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (3) 本入札は「基本料金(月額)」と「従量単価(1立方メートル当たり)」を見積る必要があるため、契約期間中の額を登録すること。すなわち、「基本料金(月額)」には3を乗じ、「従量単価(1立方メートル当たり)」には令和8年度第1四半期発注予定数量(仕様書に記載)を乗じた額の合計額を登録すること。なお、落札者は、総価比較方式で決定する。

15 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

17 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学)又は地方公共団体(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

18 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記17に掲げる契約保証金若しくは上記17の(1)又は(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

19 質問の受付及び回答

- (1) 本業務についての質問は、質問書(別添様式)により下記(2)から(4)までのとおり行うものとし、質問書の提出があった場合においては、(5)の期限までに、質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。
- (2) 提出場所 大分県動物愛護センター
- (3) 提出期限 令和8年3月19日(木) 10時00分
- (4) 提出方法 持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、FAXによる場合は必ず電話により受信を確認すること。
- (5) 回答期限 令和8年3月24日(火) 17時00分

20 引継ぎに関する事項

入札後、落札業者は令和8年4月1日から円滑に業務ができるよう準備すること。

また、令和8年3月31日までの供給者である大分県米穀卸株式会社と、LPガスバルク内の残量LPガスや供給に必要な事項等について、同者と協議のうえ引受けを行うこと。

(契約条項)

燃料等売買単価契約書

発注者 大分県動物愛護センター所長 〃〃〃 (以下「甲」という。)と受注者 〃〃〃 〃〃〃 (以下「乙」という。)とは、燃料等の売買について、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 甲が、乙から継続的に購入する燃料等、単価、契約期間及び納入場所等は、別表のとおりとする。

(検査)

第2条 甲は、毎月検針日を指定し、乙の立会のもとに使用量の検査を行うものとする。

(代金の請求及び支払時期)

第3条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第4条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに燃料等を納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入するまでの日数に応じ、契約金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(履行委託等の禁止)

第5条 乙は第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は、契約による権利を譲渡し、若しくは契約による義務を引き受けてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(法令の遵守)

第6条 乙は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律その他関係法令を遵守し、その責任を負うものとする。

(契約の変更)

第7条 甲は、公益上必要があると認めたときは、乙と協議して契約を変更し、若しくはその履行を中止させることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格等の変動により、購入単価について変更する必要があるときは、

甲、乙協議の上、第1条に定める購入単価その他の契約内容の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 納入期限までに物品の納入を終わる見込みのないとき。
- (2) 履行に関し不正の行為があると認めるとき。
- (3) 乙に誠意がなく完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めるとき。
- (4) 乙がこの契約の各条項に違反したとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(違約金)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は甲の損害賠償の請求を妨げない。

(協議)

第10条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、または、この契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保持する。

令和8年 月 日

甲 所在地 大分県大分市大字廻栖野3231番地47

名称 大分県動物愛護センター

代表者 所長 \ \ \ \

乙 所在地 \ \ \ \ \ \ \ \

商号又は名称 \ \ \ \ \ \ \ \

代表者氏名 \ \ \ \ \ \ \ \

(別 表)

1 購入単価

納品名	単位	金額 (税込み)
基本料金	月額	円
液化石油ガス	1 m ³	円

2 契約期間 令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

3 納入場所 大分県大分市大字廻栖野3231番地47

4 契約保証金 年間予定金額の10/100以上
(大分県契約事務規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除)